令和３年12月15日発行第540号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

12
Dec. 2021
No.540

70th ANNIVERSARY

～2021 行政書士制度 70 周年～

みんなの明るい未来のために
身近な相談相手 行政書士

栃木県行政書士会

https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

2021年
12月号

CONTENTS

1	目次
2	栃木県行政書士会の動き
2	〇シリーズ「相続」第２回研修会開催
2	〇丁種封印制度研修会兼指定研修会及び効果測定の開催
3	〇行政書士試験を終えて
4	高齢者等生活サポート項目集
10	支部だより
11	栃木県行政書士カレンダー（１月）
12	日行連だより
13	業務情報
14	申請取次行政書士の動向
15	おじゃましま～す！
16	支局かわら版（塩那）
17	研修会のお知らせ
20	会員の動き

No. 540

今月の表紙

あしかがフラワーパーク（足利市）

栃木県行政書士会の動き

シリーズ「相続」第２回研修会開催

１０月２８日（木）１４時から１６時４０分まで宇都宮市文化会館第１会議室において、シリーズ「相続」第２回研修会が開催されました。

研修会開催にあたり、第１回研修会と同様に、広い会場を確保し、一定の距離をとるように座席は長テーブルに一人掛けとし、受付での体温測定、手指消毒等新型コロナウィルス感染予防対策を徹底して開催いたしました。

今回は、小山支部の飯野洋会員から「民法と相続税の基礎知識」をテーマに講義をしていただきました。資産税専門の税理士としても活躍されている飯野洋会員から、民法と相続税法の違い、相続税の基本的な仕組み、相続税申告における財産評価の基礎等について講義をしていただきました。

税理士としての立場からの遺産分割における留意点や、相続税申告の際の土地の評価方法には路線価方式と倍率評価方式があることなど、更には相続税申告を税理士に依頼した場合の報酬金額等、日頃私たちが相続業務を行う上で知っておくべき知識について、実例を交えわかりやすく、かつ詳しく講義をしていただきました。参加された会員から活発な質問もあり、非常に有意義な研修会であったと思います。

市民法務部では、今後も会員の皆様のお役にたつ研修会の開催を予定しております。皆様のご参加をお待ちしております。

（市民法務部　細見愛子）

丁種封印制度研修会兼指定研修会及び効果測定の開催

１１月２日、午後１時３０分から午後３時３０分にかけ行政書士会館２階会議室において、運輸交通風営部専門員兼封印管理委員会委員の飯塚会員による「自動車登録研修会兼丁種封印事前研修会」が実施され、１０名が受講しました。

また同月９日午後２時から午後３時３０分の間宇都宮市総合コミュニティセンター大集会室において、関東運輸局　栃木運輸支局主席運輸企画専門官　横濱稔幸様をお招きして「丁種（行政書士会）の封印委託業務」について講義をいただきました。

指定研修会は丁種封印会員が年に１回受講することが義務とされており、丁種封印会員３５名を含む参加者４２名とともに運輸交通風営部員、封印管理委員会も同席し受講しました。

今年度も運輸支局御担当者からの直接講義で、質疑応答の時間では分かりやすく答えていただきました。実務に直結していることから、皆真剣に聞き入り、参加者の封印業務に対する高い意欲が感じられる研修会となりました。

研修会終了後の午後３時からは、事前研修受講者１０名のうち６名が丁種封印業務等自動車登録業務に十分精通した行政書士であるかどうかを考査する「丁種封印事前研修会効果測定」に出席し、６名全員が合格となりました。

先輩丁種封印会員と共にご活躍されることをご祈念申し上げます。

（運輸交通風営部　田代勝康）

行政書士試験を終えて

１１月１４日（日）宇都宮大学峰キャンパスにおいて令和３年度行政書士試験が実施されました。昨年来のコロナ禍においては、試験会場の確保に苦慮してきたところです。

今年の行政書士試験の受験申込者は、栃木県においては昨年比１０．６％増でした。

行政書士試験監督事務は（財）行政書士試験研究センターが都道府県知事から委任を受けて行政書士会が行なっていますが、コロナ感染症対策により試験室の収容率５０～６０％の制限があり、他の国家試験とも重なり大教室が確保できず、２４教室５３名の監督員と本部員１９名合わせて総勢７２名のかつてない数の会員の協力を得ました。

幸い試験当日は快晴に恵まれ気温も上り、３０分毎の教室のドアーや窓の開放による換気もスムーズに実施できました。無事に試験監督事務を終了することができ、心より関係者皆様のご協力にお礼と感謝を申し上げます。

最後に、この写真の場所が何処かおわかりですか？急遽スタッフ収容のために特別に借用した『峰ヶ丘講堂』です。宇都宮大学卒業生でも入ったことのない方も多く、大正１３年に旧宇都宮高等農林学校の講堂として建てられたもので、国指定文化財です。

「切妻造桟瓦葺妻入で外壁は柱形付下見板張とする。内部は正面に演台を据え側背面にギャラリーを廻らす。直線を強調した平坦な壁面や柱頭飾、天井の緩やかな円弧状アーチ飾りなど、セセッション的意匠で全体をまとめた優作。」との解説がありました。

（宇都宮大学峰キャンパス試験場責任者
関比佐江）

3．介護保険について

日本の介護保険制度は、介護が必要な高齢者が心身の状況や生活環境等に応じてサービスを選択し、できる限り在宅で自立した日常生活をおくることを目指す制度となっています。介護保険制度の全体像は下の図のとおりとなっています。

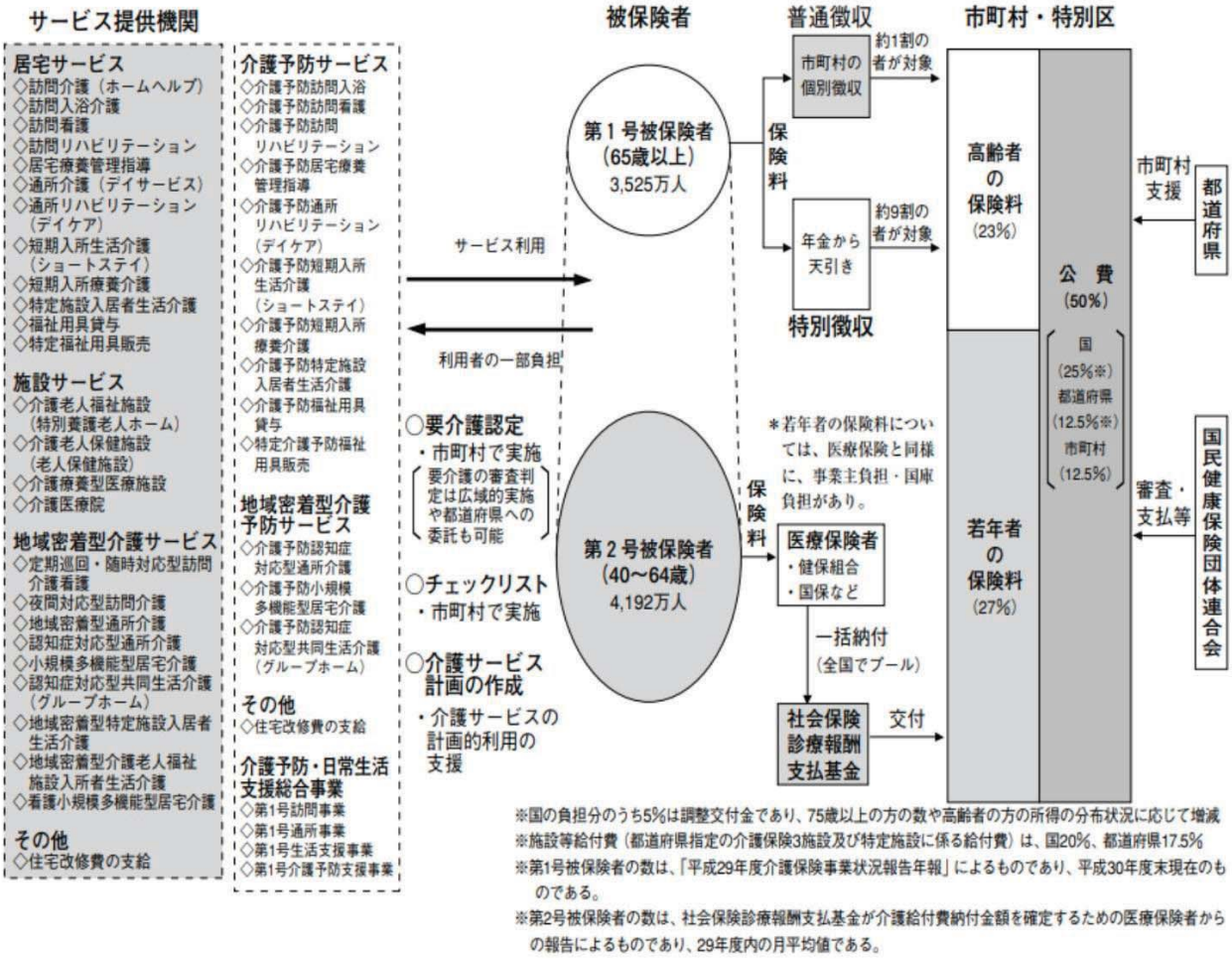

《出典》令和２年度厚生労働省白書⑩高齢者保健福祉ｐ２２９

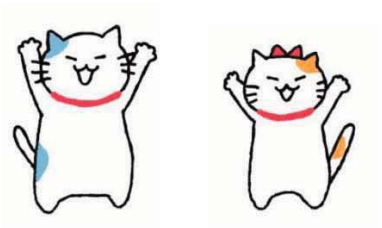

■介護保険被保険者とは

介護保険の被保険者は、６５歳以上の方（第１号被保険者）と、４０歳から６４歳までの医療保険加入者（第２号被保険者）に分けられます。第１号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。また、第２号被保険者は、加齢に伴う疾病（※特定疾病）が原因で要介護（要支援）認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

※特定疾病とは	
1 がん（末期）	9 脊柱管狭窄症
2 関節リウマチ	10 早老症
3 筋萎縮性側索硬化症	11 多系統萎縮症
4 後縦靱帯骨化症	12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
5 骨折を伴う骨粗鬆症	13 脳血管疾患
6 初老期における認知症	14 閉塞性動脈硬化症
7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病	15 慢性閉塞性肺疾患
8 脊髄小脳変性症	16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

■介護保険料について

介護保険料は、現役世代である第２号被保険者と６５歳以上の第１号被保険者では、介護保険料の支払い方法も保険料の計算法も違います。４０歳から６４歳までのいわゆる現役世代、第２号被保険者の場合は、給料をもらっている人は、健康保険料と一緒に給料から天引きされます。保険料額は本人の給料の額によって変動していきます。自営業の場合、国民健康保険に加入をしていますので、国民健康保険料に上乗せして納付します。６５歳以上である第１号被保険者の介護保険料は、自治体ごとに決められていますので、確認したい場合はお住まいの市区町村の介護保険料担当課に確認してください。

また下記の要件に該当する場合、第２号被保険者の介護保険料が免除される場合があります。

（１）海外居住者（日本国内に住所を有さない人）
（２）適用除外施設の入所者（身体障害者療養施設やハンセン病療養所など）
（３）短期滞在の外国人（在留資格１年未満の人）

免除の要件に該当するか確認したい場合は住民票のある市区町村の国民健康保険担当課に確認してください。

■介護サービスを利用するには

介護サービスを利用するには要介護(要支援)認定を受けることが必要です。一般的な手続きの流れが以下のとおりとなっています。

① 申請する。

介護サービスの利用を希望する方は、市区町村の窓口で「要介護（要支援）認定」の申請をします（地域包括支援センターなどで手続きを代行している場合があります)。

また、申請の際、第１号被保険者は「介護保険の被保険者証」、第２号被保険者は、「医療保険の被保険者証」が必要です。

② 要介護認定の調査、判定などが行われます。

②－１ 認定調査・主治医意見書

市区町村の職員などの認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状況について本人やご家族から聞き取りなどの調査を行います。調査の内容は全国共通です。また、市区町村から直接、主治医（かかりつけ医）に医学的見地から、心身の状況について意見書を作成してもらいます（市区町村から直接依頼されます)。

②－２ 審査・判定

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保険・福祉・医療の学識経験者による「介護認定審査会」で審査し、どのくらいの介護が必要か判定します。要介護度は要介護１～５または要支援１、２のいずれかとなります。また、第２号被保険者は、要介護（要支援）状態に該当し、その状態が「特定疾病(ｐ８参照)」によって生じた場合に認定されます。

③ 認定結果が通知されます。

原則として申請から３０ 日以内に、市区町村から認定結果が通知されます。

④ ケアプランを作成します。

要介護１～５と認定された方は、在宅で介護サービスを利用する場合、居宅介護支援事業者（いわゆる、ケアマネ事業所です。）と契約し、その事業者のケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め、介護サービス計画(ケアプラン)を作成してもらいます。施設へ入所を希望する場合は、希望する施設に直接申し込みます。要支援１・２と認定された方は、地域包括支援センターで担当職員が介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成します。

⑤ サービスを利用します。

サービス事業者に「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を提示して、ケア

プランに基づき介護保険事業者と契約を交わしたうえで、居宅サービスや施設サービスを利用します。

■介護サービスとは

介護サービスは、在宅サービスや入所サービスなど色々なサービスが整備されています。どの事業所のどのサービスを利用していきたい（契約したい）かは、本人が選択することができます。自分に合った事業所やサービスを検討してみてください。

① 介護の相談・ケアプランの作成

▸居宅介護支援	

② 自宅に訪問

▸訪問介護	
▸訪問入浴	★
▸訪問看護	★
▸訪問リハビリ	★
▸夜間対応型訪問介護	♪
▸定期巡回・随時対応型訪問介護看護	♪

③ 施設に通う

▸通所介護	
▸通所リハビリ	★
▸地域密着型通所介護	♪
▸療養通所介護	♪
▸認知症対応型通所介護	★ ♪

④ 訪問・通い・宿泊を組み合わせる

▸小規模多機能型居宅介護	★ ♪
▸看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	♪

⑤ 短期間の宿泊

▸短期入所生活介護（ショートステイ）	★
▸短期入所療養介護	★

⑥ 施設等で生活

▸介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	
▸介護老人保健施設（老健）	
▸介護療養型医療施設	
▸特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、軽費老人ホーム等）	★

⑦ 地域密着型サービス：地域に密着した小規模な施設等

▸認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	★	♪
▸地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		♪
▸地域密着型特定施設入居者生活介護		♪

⑧ 福祉用具を使う

▸福祉用具貸与	★
▸特定福祉用具販売	★

⑨ 住宅改修

▸住宅改修費支給	★

★：介護予防サービス有り
　要支援１～２と認定された方が利用できるサービスです。
♪：地域密着型サービス
　地域密着型サービスとは、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の
　要介護高齢者等が、出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、
　市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービスです。

利用率の高い訪問介護や通所介護には、令和３年１月１日時点で介護予防サービスがありません。これは要支援者に対する訪問介護や通所介護が介護保険制度の枠から外されたからです。令和３年１月１日時点では、市町村独自の総合事業に組み込まれています。

なお、総合事業でも従来相当のサービスが受けられることが多いですが、地域により異なりますので詳細は地域包括支援センター等で確認してください。

■介護保険サービス利用料について

介護保険自己負担額は原則１割ですが、一定以上の所得がある場合は２割、特に所得の高い場合は３割となります。また、４０歳から６４歳までの介護保険第２号被保険者の方、市民税非課税の方及び生活保護受給者は１割となります。

令和３年１月１日時点の自己負担額判定早見表は下記となっています。

介護保険自己負担額は、頻繁に改正されますのでご注意ください。

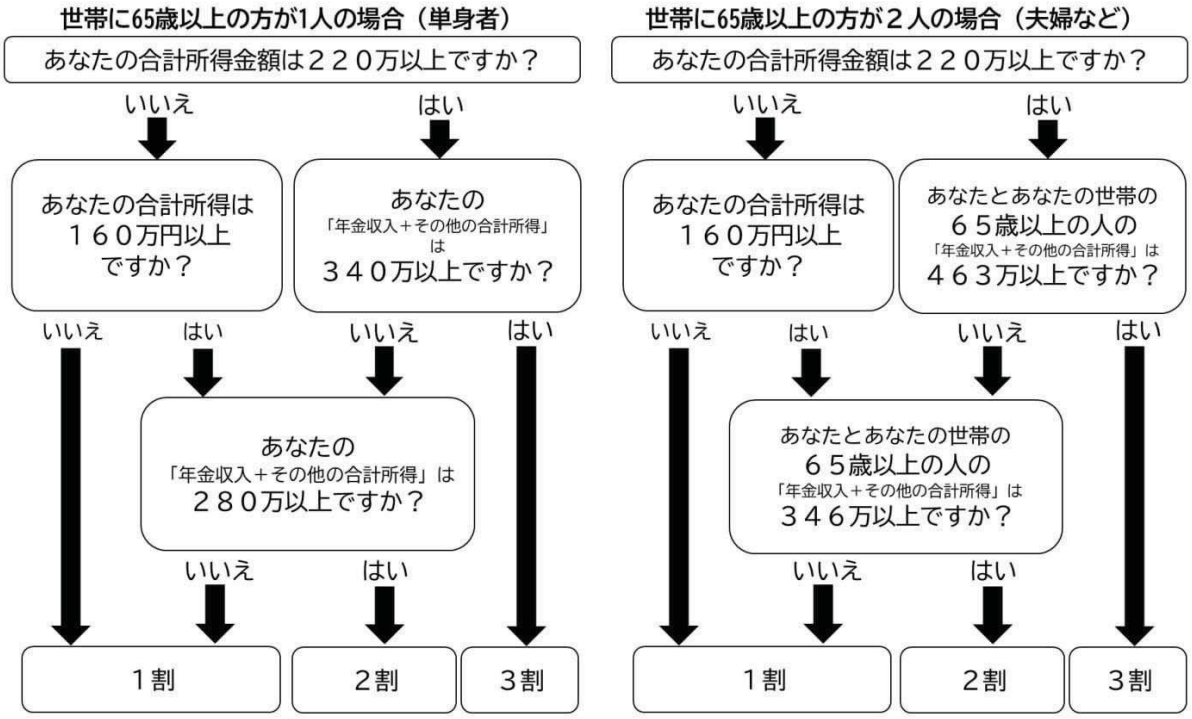

支部だより

【塩　那】

支部無料相談会の開催について

１０月３０日（土）午前１０時より午後２時まで「道の駅きつれがわ」を活用して行政書士制度広報月間内に支部主催の無料相談会が無事に開催することができました。今までの質問の傾向から特に司法書士や税理士などの資格をお持ちの行政書士の会員に協力頂き、支部長をはじめ、会員６名で当日は対応しました。

会場となる一角に横断幕を掲げ来訪者を呼び込めるような工夫を致しました。事前予約なしの相談会の実施でしたが、相続に関する案件や所在土地に関する案件などの相談に対応することができました。

当日の天気は、気温は高くありませんでしたが晴れて、道の駅を利用する多くの人々に横断幕で行政書士の活動を広報することができました。
今回の開催は、支部単独での無料相談会の実施でした。今後は、住民に身近な有意義な活動が更に支部内の他地区においても広めるため更に検討を進め実施できることに期待しています。

（支局長　石下辰博）

【佐　野】

佐野支部第３回理事会

１１月１１日（木）午後３時より令和３年度第３回佐野支部理事会がオンライン会議にて開催されました。河田支部長をはじめ１０名の出席者で開催されました。

『報告事項』としまして、「支部会員の動き」、「県理事より担当の説明」他がありました。

『議案』では、大きく５つ取り上げ、「支部研修会」、「市民公開講座」、「市民合同相談会当番」、「支部ホームページ」、「その他」と活発な意見交換・調整・確認を行いました。

当支部の理事会に何度か出席させていただくうちに気付いたのは、既存の理事の方々には当たり前のことかもしれませんが、新米理事の私としては、いかに「行政書士として地域社会に貢献するか」という意識が非常に高いことに刺激を受けております。

県理事による情報提供による討議は勿論のこと、１０月に盛況であった市民公開講座を再度２月にもう一度開催することを決定するなど、熱い議論が交わされたことに示されます。

それに加え、お客様対応のため、自身達もスキルアップを考えるべく、支部研修会も開催する姿勢。今回も自由闊達に大いに盛り上がる理事会となりました。尚、私はサポートしていただきながらになりますが、来年支部研修会の講師となったことは想定外でした（笑）。

今後も積極的な行政への貢献を支部一体となってできるよう、理事会中心に盛り上げていきたいと思います。

（支局長　坂上隆之）

栃木県行政書士会カレンダー（１月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
3	月	事務局年始休業		
5	水	市民相談会(於:足利市役所１階市民相談室)	13:00～16:00	足利支部
11	火	広報部会	13:00～	広報部
12	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～	国際部
		小山市外国人相談会	10:00～	国際部
		申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 (於:足利市生涯学習センター会議室)	13:00～16:00	足利支部
13	木	登録説明会	10:00～	総務部
17	月	ＵＣＩＡ（宇都宮市国際交流協会）相談会	15:00～17:00	国際部
		行政書士無料相談（於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
18	火	会計精査	10:00～	財務経理部
19	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～	国際部
		国際部会	13:30～	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士による相談（於:田沼中央公民館） （問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014）	13:30～16:00	佐野支部
20	木	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）企業向け相談会	10:00～12:00	国際部
		封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
21	金	建設業基礎研修会	13:30～15:00	建設環境部
		行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）	14:00～16:00	栃木支部
23	日	市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
26	水	申請取次行政書士研修会（於：栃木県教育会館）	13:30～	国際部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
27	木	シリーズ「相続」研修会　第４回	14:00～16:30	市民法務部
		行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ:080-8720-9587）	10:00～12:00	小山支部
28	金	登録説明会	10:00～	総務部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題
1043	R3. 11. 5	建設特定技能外国人制度の説明会開催について（周知）
1062	R3. 11. 5	令和３年秋の叙勲受章者のお知らせ
1112	R3. 11. 12	特定行政書士制度に係るアンケートの周知協力について（お願い）
1118	R3. 11. 12	ＣＣＵＳ認定アドバイザー認定講習の受講候補者の追加推薦について（依頼）
1074	R3. 11. 12	令和３年１１月分会費納入について（お願い）
1140	R3. 11. 19	令和３年度特定行政書士法定研修に係る結果の公表について
1141	R3. 11. 19	建設キャリアアップシステム代行申請の解禁について（周知）
1151	R3. 11. 19	ＷＥＢセミナー「農林水産省共通申請サービス（ｅＭＡＦＦ）に関するセミナー」の開催について（周知）
1178	R3. 11. 30	建設特定技能受入計画オンライン申請の委任状のご案内
1183	R3. 11. 30	マイナンバーカードの代理申請手続事業の実施に向けた具体的取り組みについて（お願い）
1191	R3. 11. 30	宗教法人の登記に関する届出に係る登記事項証明書の添付省略について（周知）
1197	R3. 11. 30	申請取次実務研修会（２月ＶＯＤ方式）の開催について

栃木県行政書士会　会員専用ページを利用していますか？

会員専用ページをご覧になるには、パスワードが必要です。（パスワードは、２０２０年５月号に別刷文書として同封し通知済。新入会員の方には登録交付式でお渡ししています。）

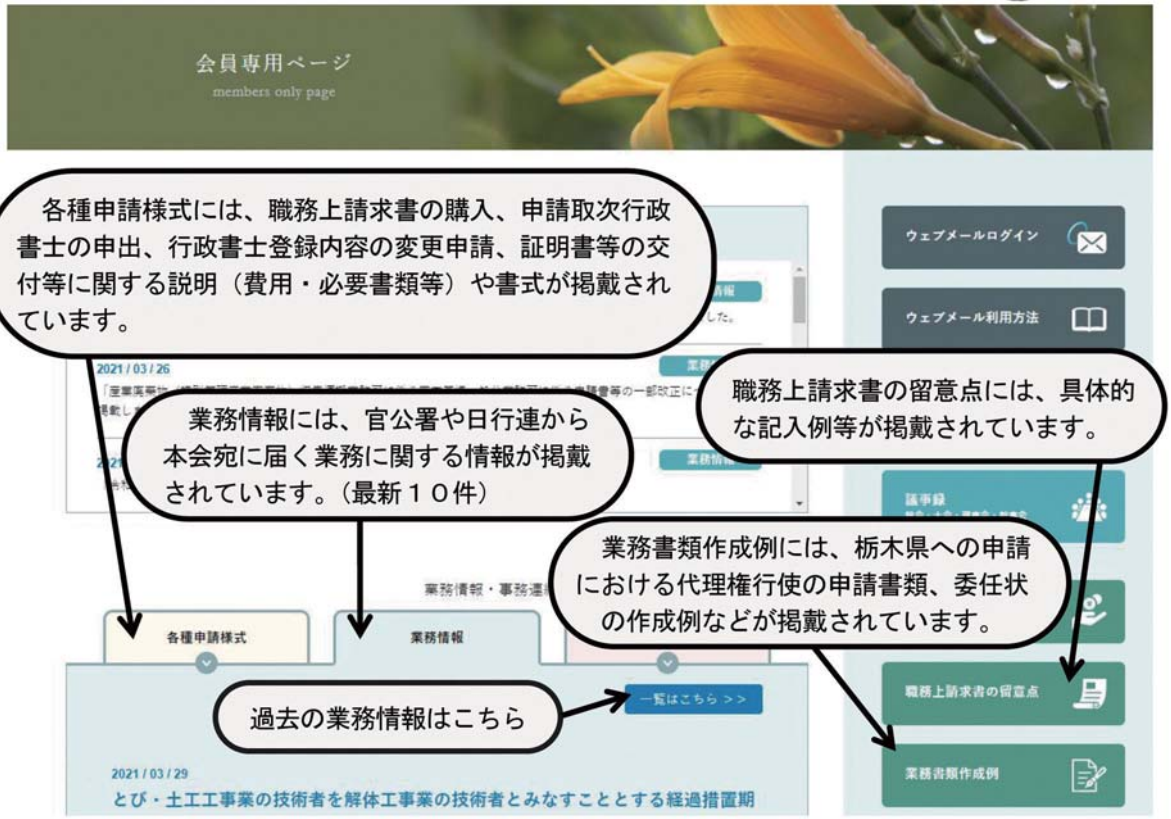

国有財産の売払及び境界確定申請にかかる提出書類一覧表の改正について
～宇都宮財務事務所より～

標記の件について、宇都宮財務事務所よりより周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

国有財産の売払及び境界確定申請にかかる提出書類一覧表の改正について. pdf
普通財産売払申請書提出書類一覧表. pdf
土地境界確定申請書提出書類一覧表. pdf

建設特定技能外国人制度の説明会開催について（周知）
～日行連より～

標記の件について、日行連より、周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1043 号】建設特定技能外国人制度の説明会開催について（周知）. pdf
【別添】 建設特定技能外国人制度の説明会申込書. pdf

建設特定技能受入計画オンライン申請の委任状について
～日行連より～

標記の件について、日行連より、周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発 1178 号】建設特定技能受入計画オンライン申請の委任状 のご案内. pdf
委任状記入例. pdf
委任状書式. docx

建設キャリアアップシステム代行申請の解禁について（周知）
～日行連より～

標記の件について、日行連より、周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1141 号】建設キャリアアップシステム代行申請の解禁について（周知）. pdf
行政書士の建設キャリアアップシステム登録及び講習会の実施について(依頼）. pdf

経営事項審査における監理技術者講習の有効期間の取扱い及び経営事項審査の改正の方向性について
～日行連より～

標記の件について、日行連より、周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

日行連発 1165 号】経営事項審査における監理技術者講習の有効期間の取扱い及び経営事項審査の改正の方向性について（周知）. pdf
［中央建設業審査会資料］経営事項審査における改正の方向性について. pdf

宗教法人の登記に関する届出に係る登記事項証明書の添付省略について（周知）
～日行連より～

標記の件について、日行連より、周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

宗教法人の登記に関する届出に係る登記事項証明書の添付省略について（周知）.pdf

行政書士申請取次実務研修会（２月ビデオ・オン・デマンド方式）のご案内
～日行連より～

届出済証明書の更新を希望される方へ、標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細は、日行連ＨＰの「お知らせ」欄をご覧ください。

申込受付期間：令和３年１２月２４日（金）９時～令和４年１月７日（金）１７時

※上記受付期間内であっても、定員に達した場合は受付が締め切られます。

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（１１月）	０名
更新申出（１１月）	０名
有効期限切れによる減少	２名
申請取次行政書士（１１月末現在）	１４７名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

◇実務研修の修了証書の代わりに「理由書」で更新手続きをされた方は、実務研修会を受講し、「修了証書」の写しを栃木会事務局へ提出（ＦＡＸ、メール添付可）する必要があります。年度内に申し込みできる実務研修会は残り１回のみです（１２／２４から先着順で受付予定）。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：１２月２７日（月）　受付日：１月１２日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

【令和３年分の申請取次実績報告書の提出について】
年に一度の取次実績の報告時期です。令和３年分（令和３年1月から１２月分）の実績報告書の提出をお願いします。
（提出期間：２０２２年１月１日～１月３１日。郵送、ＦＡＸ、メールいずれも可）

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

氏　　名　小太刀　庸恭
事務所名称　こだち行政書士事務所
所　在　地　鹿沼市栄町１丁目２番１号
　　グリーンベイビル２０２号
入　会　日　平成２１年１２月１５日

Q：行政書士になろうと思ったきっかけは何ですか？
A：大学を卒業し一般の企業に就職したのですが、丁度その頃はバブル崩壊の時代でした。その影響で、景気に関しては暗い話題が多く、終身雇用の概念も壊れ始めた時期でした。自分が入った会社も、はたして定年まで自分を守ってくれるのか不安で、２０代半ば頃から自己防衛のために様々な資格取得に挑戦していました。
　行政書士はその内の一つだったのですが、４０歳を目前にして、チャレンジするなら年齢的に最後のチャンスだと思い、一念発起し独立してみようと行政書士の道を選びました。

Q：行政書士になって苦労したことはなんですか？
A：行政書士に限った話ではありませんが、会社員という立場から個人事業主に変わったことで、経理や挨拶回りなど、今まで無縁だったことをすべて覚えて自分でこなさなければいけないのが大変でした。

Q：やりがいを感じるのはどういうときですか？
A：同じ業務内容でもお客様の求めていることは異なってきます。
　許認可にしても、とにかく早く許可が欲しい方もいれば、時間がかかってもお客様自信が理解・納得した上で許可を取って欲しい方など、お客様によってバラバラです。許可取得は当たり前ですが、お客様の隠れたニーズを見抜き、それに応えて業務をこなせたときが、最もやりがいを感じるときですね。

Q：主にどんな業務をしていますか？
A：相続や許認可が多いですが、一部の業務に絞って専門的にやるのではなく、依頼された業務はなるべく受けるようにしています。

Q：行政書士になったばかりの会員へのアドバイスがあればお願いします。
A：前の質問の回答とつながりますが、依頼された業務はできるだけ自分の手でやりとげる気持ちが、開業したての頃は特に必要なのかなと感じます。
　本やインターネット等では、一部の業務を極めて、他の専門家と連携しながら仕事をしていく方が効率的と書かれているものが多くあります。
　しかし、そのやり方は、人口も業務の依頼数も少ない地域ではなかなか成立しないのが現状です。そのような地域で開業している方は、業務内容に特化するのではなくお客様とのつながりを大切にするべきだと私は考えています。
　例えば、相続の相談で農地が絡んできた場合、農地転用の業務で得た知識があってアドバイスができる場合もあります。一見無関係に思える業務も実は繋がっていたりするので、始めたてのころは勉強も兼ねて様々な業務にチャレンジしていくことも大切だと思います。

Q：今後の目標などお答えいただけますでしょうか？
A：新型コロナウイルスの流行により、世間も法律も大きく変わりました。変化する情勢に対応していけるように、日々勉強を怠らないようにしていきたいですね。

　小太刀会員は、鹿沼支部の中でも様々な役職を担当しており、日々お忙しい中でも快く取材にご協力いただきました。
　これからも益々のご活躍をお祈り申し上げます。

（支局長　大塚圭希）

支局かわら版

塩那支部の管内について

塩那支部

当会の塩那支部は、３市３町から構成されており県土面積の約１４パーセントを占める９１０．１５平方キロメートルが主な業務管内として支部所属５７名の行政書士が活躍しています。

この地域は、北部に釈迦が岳、鶏頂山や剣が峰などの眺望の良い高原山山麓、東側には茨城県境にまたがる八溝山地があり、森林面積も多く管内面積の約５割弱を占め、４４５．５１平方キロメートルとなっています。そのため、生業として昔から林業も盛んに行われており、最近では、循環型林業を実現するための工夫や太陽光発電など再生エネルギーとしての取り組みなども行われています。

一方、県内を縦断する長大な鬼怒川本流が西側を流れ、東側には、那須連山を水源とする那珂川本流が流れており、間の丘陵地は、数多くの支川があり、平野部は扇状地の肥沃な土地が数多く、耕作地に適した農地が存在し、管内面積の約３割弱を占める２１５．１平方キロメートルで作物が作られています。稲作の他にも果樹や花き、畜産などで地域ブランドが生産されています。

最近の話題では、令和の大嘗祭に使われる東の「悠紀」地方に栃木県が選ばれ、斎田として高根沢町の農家において「とちぎの星」を育成して納めるなど全国的にも有名となっています。このように、栃木米をはじめ、カボチャ、リンゴ、花、シイタケ、こんにゃく、養豚、食牛、川魚など数多くの美味しい食材の生産地として県内外にも知られています。

（航空写真出典：常陸河川国道事務所ＨＰ空から見る那珂川）

この地は、古くは東山道をはじめ、江戸時代には５街道の一つで江戸から奥州に向かう奥州街道が通過しており、作物生産だけの生業ではなく、鬼怒川を利用した舟運の阿久津河岸場が設置され、氏家が宿場として賑わっています。

（鬼怒川阿久津河岸跡）

また、徳川家から特別で様々な厚遇扱いを受けていた喜連川藩の喜連川宿や那珂川を利用した舟運もあり、烏山城の城下町として発達した烏山宿も有しています。更に、地震で不通となった会津西街道の代替道路として新たに矢板を通過して氏家宿までの会津中街道や奥州の諸大名が参勤交代の帰路に東照宮参拝を済ませて利用した日光北街道、芭蕉も奥の細道で「農夫の家に一夜をかりて明くればまた野中へ行く」と詠った塩谷町玉生があり、古くから「人やもの」の往来に使われてきています。このようにこの地域は、交通の要衝として発展をしてきています。

現在では、全体で約６万世帯、１５万５千人もの人々が暮らしています。鉄道が通り、高速道路をはじめ道路の建設が進み、この地域の交通網が整備され、更には、インターネットの普及も伴って、産地と市場や消費地の距離や時間が短縮され、工業団地、大型商業施設や道の駅など、関連する様々な業種の産業が地域に根付き、先人達の求めてきた豊かさの創造を今も継承して更に発展しようとしています。

この地域において、老若男女の求める豊かさを実現するための社会活動や日常生活の中に私たち行政書士としての活躍の場があり、社会的な使命や意義も期待されていると感じています。

参考資料：栃木県統計ホームページ一部参照

（支局長　石下辰博）

研修詳細

建設業基礎研修会

建設環境部　主催

○開催日時　令和４年１月２１日（金）１３：３０～１５：００
○開催場所　栃木県行政書士会館　２階
○研修内容　建設業許可申請および経営事項審査について、栃木県から講師をお招きして学びます。
○講　　師　栃木県県土整備部監理課建設業ご担当
○対 象 者　会員
○定　　員　１８名
○受 講 料　無料
○申込締切　１月１４日（金）

研修詳細

産業廃棄物収集運搬業許可申請研修会

建設環境部　主催

○開催日時　令和４年２月１日（火）１３：３０～１５：００
○開催場所　栃木県行政書士会館　２階
○研修内容　産業廃棄物収集運搬業許可申請の基礎について、栃木県から講師をお招きして学びます。
○講　　師　栃木県環境森林部資源循環推進課ご担当
○対 象 者　会員
○定　　員　１８名
○受 講 料　無料
○申込締切　１月２５日（火）

定員制研修会の受講者証について

定員制の研修会の場合、申し込みを受け付けた方には「受講者証」を、**定員を超えた後に申し込まれた方には「その旨の連絡文とキャンセル待ち番号」**をＦＡＸで返信しますので、申込書にはＦＡＸ番号を必ず記入の上、お申込みください。キャンセル待ちの方が受講可能になった場合は、前日までにご連絡いたします。

★ 研修会当日は必ず「受講者証」をご持参ください。
★ 受講者証受領後、やむを得ず欠席することになった場合は、速やかに事務局までご連絡下さい。（キャンセル待ちの方が受講できるようになるため。）

研修詳細

シリーズ「相続」研修会　第4回

市民法務部　主催

相続に関する研修会４回シリーズの最後となる第４回目です。新入会員の方、相続業務をこれからやってみたいと思う方は、ぜひご参加ください。

シリーズ研修ではありますが、内容は各回独立していますので、受講したい内容のみの参加で問題ありません。

○開催日時　令和４年１月２７日（木）１４：００～１６：３０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信
○内　　容　外国人の相続について
○講　　師　行政書士　深見　史
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
　　会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。
○対 象 者　会員、補助者（会場受講は一事務所に付きどちらか１名。）
○受 講 料　無　料

Ｚｏｏｍ受講希望者

○定　　員　８０名（先着）
○申込方法　メールのみ。研修会名、会員名、登録番号を記載して送信ください。

本会代表メールアドレス：gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp

※　申込者には本会代表メールアドレスから必ず一度返信します。

※　申込後、１月２０日正午までに返信メールが届かない場合は、事務局までお問い合せください。

○申込締切　１月１９日（水）
○受講方法　「Ｚｏｏｍ」を使用します。（無料にてご利用可能です。）
※　聴講にはインターネットに接続されたスピーカー付きのパソコン（又はスマートフォン、タブレット等）が必要です。事前に操作方法を各自でご確認ください。
※　音声や映像の途切れを防止するため、有線でのインターネット接続をお薦めいたします。
※　インターネット接続利用料は各自でのご負担となります。

会　場　受　講　希　望　者

○定　　員　コロナ対策のため定員は１０名で基本的には先着とします。受講者証を送信します。
○申込方法　ＦＡＸもしくはメールによる申込。ただしメールの場合は、Ｚｏｏｍ受講希望者と勘違いする可能性があるため、必ず会場での受講希望と記載願います。
○申込締切　１月１９日（水）
（申し込み状況によっては、期日前に締め切らせていただきます。）

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込 会員	申込 補助者	ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
1/21	建設業基礎研修会	無　料	1/14		／	—	—
1/27	シリーズ「相続」研修会　第4回	無　料	1/19			—	—
		ZOOMでの受講希望者はメールでお申し込みください。					
2/1	産業廃棄物収集運搬業許可申請研修会	無　料	1/25		／	—	—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

２０２２年版「行政書士手帳」販売中

残部僅少ですが、２０２２年版「行政書士手帳」の販売をしております。

1．手帳の仕様　ビニールシート　黒（１６９×８３㎜）分冊方式・差込式
2．価　　格　1,150円
3．販売方法　事務局にお越し頂ければその場で販売致します。
　　郵送ご希望であればお電話でお申し付けください(別途送料250円)。
　　（事務局☎０２８－６３５－１４１１）※売り切れの時はご容赦ください。

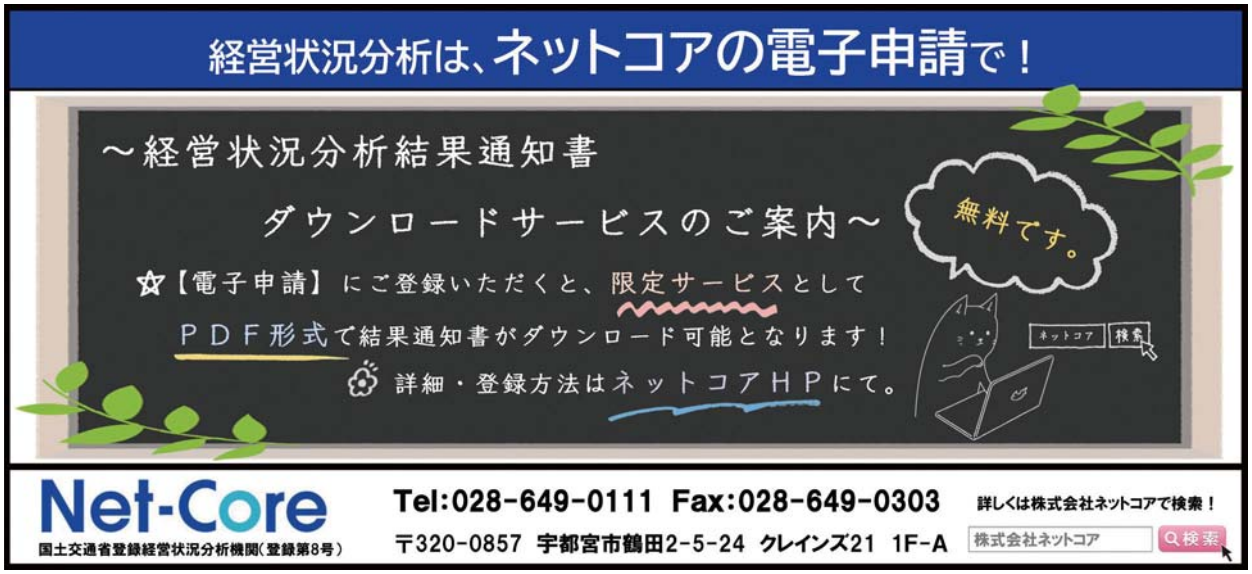

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（令和３年 11 月 30 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	那須 戸室悠佳里	R3.11.15	325-0026	行政書士相馬肇事務所 那須塩原市上厚崎 523-10	0287-62-3529	
	那須 荻原　智光	R3.11.15	324-0036	行政書士荻原智光事務所 大田原市下石上 2109-3	0287-29-0179	
	宇都宮 薄井　理人	R3.11.15	321-0944	薄井行政書士事務所 宇都宮市東峰町 3584-37	028-661-7669	
	宇都宮 増山　和宏	R3.11.15	320-0806	ひまわり行政書士事務所 宇都宮市中央 2-3-14 SUNFLOWER 中央 101	028-651-5030	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
那須	荻原　得子	R3.11.30	廃業	小山	小嶋　孝雄	R3.11.30	廃業
小山	野村　　稔	R3.11.30	廃業				

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
鹿沼	芦川　宏一	電話番号	090-7812-9233
小山	岡本　祐樹	所在地／名称	小山市乙女 1-16-12-101 ／ＮＬＣ行政書士事務所
宇都宮	髙山　伸人	所在地 電話番号	宇都宮市一条 2-4-11　ファーストレジデンス 305 028-612-3555
栃木	増山　知司	電話番号	050-3401-2265

行政書士とちぎ１１月号に誤記がありました。
お詫びして訂正いたします。

P.20 栃木県行政書士会員の動き【入会】

【誤】佐野支部　黒田靖貴会員

【正】足利支部　黒田靖貴会員

事務局よりお知らせ

12/29(水)～1/3(月)は
年末年始休暇となります。
よろしくお願いします。

編集後記

地球温暖化が騒がれている中、また寒い冬が来て、例年通り山には雪が降り、風が冷たい季節になりました。年が押し詰まり、やり残しを片付けておこうと思っても、つい億劫になってしまう。コロナ禍は落ち着いていますが、感染が恐ろしくて外出を減らす生活となっています。風邪などひかぬよう、この冬を過ごせればと思います。

（広報部　豊田近弘）

行政書士とちぎ　12月号 No.540

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2021.12 令和3年12月15日発行 第540号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士は 頼れる街の法律家

伊藤聡子

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします!

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援:総務省 栃木県

日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

令和3年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

行政書士相談センター

電話無料相談 (月～金曜日 9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く)

028-638-0919 (まるくいく)